

広島県告示第393号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条の規定によって、公有水面埋立ての^{しゅん}竣功を次のとおり認可した。

令和8年3月30日

福山港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 横 田 美 香

1 ^{しゅん}竣功認可年月日

令和8年3月24日

2 ^{しゅん}竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

広島市中区基町10番52号

広島県

(2) 代表者の氏名

広島県知事 横田 美香

3 埋立区域

(1) 位置

1 工区

福山市箕沖町11番から149番に至る間の地先公有水面

(2) 区域

1 工区

次の各地点のうち①の地点から②の地点、⑨の地点までを順次に結んだ線、⑨の地点と⑩の地点を結ぶ昭和48年6月27日付け指令港第221号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C.D.L. +4.42mにより決定）及び①の地点と⑩の地点を結ぶ平成11年10月12日付け指令港第78号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C.D.L. +3.89mにより決定）により囲まれた区域。

①の地点 広島県福山市箕島町字黒岩407番1の国土地理院三等三角点「箕嶋」（北緯34度26分41秒7393、東経133度24分36秒7488、標高105.33m）から62度00分11秒1, 155.74mの地点

②の地点 ①の地点から 119度35分10秒 188.94mの地点

⑨の地点 ②の地点から 209度33分27秒 15.16mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 299度13分38秒 188.91mの地点

(3) 面積

1 工区

2,976.58平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

令和2年1月30日 広島県告示第61号

(令和2年1月20日付け指令港振第890号で免許)

5 法第22条第3項の市町名

福山市